

5 低所得者・その他の福祉の

ページ

低所得者福祉

市民が健康で文化的な最低限度の生活を確保できるよう、困窮の程度に応じた保護を行ったり、経済的自立の助長と生活意欲の高揚を図るための援助指導を行っています。

生活保護のあらまし

1 保護の基準

担当／生活福祉課

生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活に活用するとともに、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助によってもなお、最低生活が営めない場合に生活保護が行われます。

◇扶助内容／生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭(この基準は、要保護者の年齢別、世帯構成別、所在地域別等に分けて、毎年消費動向を踏まえ改正されます。)

◎豊田市での最低生活保障水準の具体例 (令和5年4月1日現在)

世帯主別	標準3人世帯	母子3人世帯	老人2人世帯	老人1人世帯
世帯構成例	33歳男 29歳女 4歳子	30歳女 9歳子(小学生) 4歳子	72歳男 67歳女	70歳女
世帯当り最低生活費	195,960円	230,460円	157,190円	106,930円
生活扶助	147,360円	178,180円	112,190円	69,530円
加算	(児童養育加算) 10,190円	(児童養育加算) 20,380円 (母子加算) 21,800円		
教育扶助	-	3,680円	-	-
住宅扶助(上限)	48,600円	48,600円	45,000円	37,400円

自立支援

1 生活困窮者自立支援事業

担当／福祉総合相談課、市社会福祉協議会

就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立等、様々な要因によって経済的に困窮している、又は困窮するおそれのある方に対して、経済的自立や日常生活の自立、社会的自立のための様々な支援を早期的、包括的に行います。

◇対象 生活全般に困っている方

◇事業内容 ①自立相談支援事業(市社会福祉協議会へ委託)

生活の困り事全般にわたり相談支援を行い、関連機関や他制度などを活用しながら、支援プランに基づいた継続的な支援を実施し、各世帯の課題解決の手助けをします。

②住居確保給付金事業

離職等により住居を失う恐れのある方に対し住居確保給付金を支給します（有期、支給基準あり）。

- ③就労準備支援事業（とよた多世代参加支援プロジェクトへ委託）
就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立の段階から実施します。
- ④家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）
家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせんや債務整理の支援等を実施します。
- ⑤就労訓練事業の認定（直営）
直ちに一般就労することが困難な人に対して支援付きの就業機会の提供等、就労訓練事業を行う企業や団体の認定を実施します。
- ⑥一時生活支援事業（直営）
住居喪失者や居住に困難を抱える者に対して、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供します。
- ⑦子どもの学習・生活支援事業（社会福祉法人等へ委託）
生活保護世帯や生活困窮世帯などの子どもに対し、学習支援や生活習慣の形成・改善などの支援並びに保護者への相談支援を実施します。
- ⑧被保護者家計改善支援事業（市社会福祉協議会へ委託）
被保護者世帯の家計管理や大学等への進学に向けた相談を実施します。

◇相談窓口 ③⑤⑥⑦・・・福祉総合相談課

毎週月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
連絡先 (0565) 34-6791

①②④⑧・・・豊田市社会福祉協議会

毎週火曜日から土曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分
豊田市錦町 1-1-1 豊田市福祉センター2 階
連絡先 (0565) 34-1132

貸 付

1 生活福祉資金

担当/市社会福祉協議会

- ◇対 象/低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯
- ◇貸付要件/・資金の貸付けを他から受けることが困難であること
・連帯保証人原則 1 名(無でも貸付可能な場合有り)
- ◇利 息 等/年利 1.5%(連帯保証人がいる場合は無利子)
※償還期限を経過したときは、延滞元金につき年 3.0%の割合で延滞利子を加算
- ◇貸付審査/受付日(曜日)が指定のため、資金の種類により申請から決定まで 1~2 か月程度必要(貸付け制限有り)

生活福祉資金 貸付条件等

資金の種類		貸付の内容	貸付限度額(注 2)	据置期間	償還期間	利率
総合支援資金 (注 1)	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	月額 200,000 円(単身世帯 150,000 円)以内 原則 3 月以内	6 月以内	10 年以内	年 1.5%
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に日常生活では賄えない費用	600,000 円以内			
	住宅入居費	敷金・礼金等の賃貸契約を結ぶ必要な費用	400,000 円以内			
臨時特例つなぎ資金(注 2)		住居のない離職者に対して、公的給付金等を受けるまでの生活費	100,000 円以内	なし	一括返還	無利子

資金の種類		貸付の内容	貸付限度額(注 3)	据置期間	償還期間	利率
福祉資金(福祉費)	生業費	新しく事業を始める時の開業資金や事業継続・拡張のための経費	4,600,000 円	6 月以内	20 年以内	年 1.5%
	技能習得費	生業を営み又は就職するために必要な知識・技能を習得するための必要な資金及びその期間中の生計の維持をはかるために必要な経費	技能を修得する期間 6 月程度 1,300,000 円 1 年程度 2,200,000 円 2 年程度 4,000,000 円 3 年以内 5,800,000 円	技能取得期間後 6 月以内	8 年以内	〃
	住宅の増改築、補修等費用	住宅を増築等、改築、補修、保全又は公営住宅法による公営住宅の譲渡を受けるのに必要な経費	2,500,000 円	6 月以内	7 年以内	〃
	転宅、給排水設備設置費	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	〃

資金の種類	貸付の内容	貸付限度額(注 3)	据置期間	償還期間	利率	
葬祭費 就職支度費	葬祭費	葬祭に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	〃
	就職支度費	就職、技能習得の支度に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	〃
	その他費用	その他生活上一時的に必要な経費	500,000 円	6 月以内	3 年以内	〃
	障がい者等福祉用具購入費	障がい者や高齢者の機能回復訓練機器等の購入費	1,700,000 円	6 月以内	8 年以内	〃
	障がい者等自動車購入費	障がい者等の日常生活のための自動車購入費	2,500,000 円	6 月以内	8 年以内	〃
	中国残留邦人等国民年金追納費	中国残留邦人等が国民年金追納に必要とする経費	5,136,000 円	6 月以内	10 年以内	〃
	療養費	低所得者世帯又は高齢者世帯に対し、当該世帯に属する者及び高齢者の負傷又は疾病の療養(当該療養を必要とする期間が原則として 1 年以内の場合とする)に必要な経費	1,700,000 円 ※特に必要と認められる場合は 2,300,000 円(1 年 6 月以内)	最終貸付の日から 6 月以内	5 年以内	〃
	介護費	低所得者世帯又は高齢者世帯に対し、当該低所得世帯に属する者及び当該高齢者世帯に属する高齢者が介護保険の介護給付の対象となる介護サービスを受けるのに必要な経費(当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が原則として 1 年以内の場合とする)				
災害援護資金	低所得世帯が災害による困窮状態から自立更生するのに必要な経費	1,500,000 円	6 月以内	7 年以内	〃	

資金の種類		貸付の内容	貸付限度額(注3)	据置期間	償還期間	利率
福祉資金	緊急小口資金	低所得世帯で一定の理由により一時的な生活維持に必要な経費	100,000円以内	2月以内	12月以内	無利子
教育支援資金(注4)	教育支援費	低所得者世帯に属する者が、学校教育法に規定する高校、専修学校、短大、高専、大学に就学するのに必要な経費	高校 月35,000円以内 高専 月60,000円以内 短大 月60,000円以内 大学 月65,000円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子
	就学支度費	低所得者世帯に属する者が、高校、専修学校、短大、高専、大学に入学するのに必要な経費	500,000円以内			
不動産担保型生活資金		居住用不動産を有し、その不動産に居住する低所得の高齢者世帯で生活維持に必要な経費	月300,000円以内 ※担保となる不動産(土地)の評価額 15,000,000円以上	(注5)	借受人の死亡など貸付契約終了時	(注6)

注1 離職者等で、住居を有し求職活動をしていること。自営業者や年金、雇用保険等公的給付を受けている場合は対象外

注2 ①福祉事務所やハローワークで公的給付等の申請を行っていること。

②本人名義の金融機関の口座を有していること。

注3 福祉費については、「限度額」でなく「貸付標準額」と置き換える(貸付標準額とは、貸付の目安となる額)

注4 高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含む。

注5 借受人の死亡時までの期間又は貸付限度額に達するまでの期間より3月以内

注6 年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率。連帯保証人必須で、無利子にはならない。

遺家族・戦傷病者援護

過去の戦役において、戦死した人の遺族及び傷病を受けた人たちを支援するため、次のような事業を行っています。

遺家族援護

1 年金等

担当/総務監査課

◎戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する人がおらず、一定の要件を満たす三親等内の遺族に支給

◎戦没者等の妻に対する特別給付金

公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に支給

2 戦没者春のみたま祭

担当/総務監査課

- ◇内 容/豊田市出身の戦没者に対し追悼の誠を捧げる。
 - ・殉国の碑戦没者入魂者数 4,161 柱
- ◇開催時期/毎年 4 月又は 5 月

戦傷病者援護

1 戦傷病者手帳

担当/総務監査課

戦傷病者が各種の援護を受けるため、都道府県知事が手帳を交付

2 年金等(恩給法、援護法)

担当/総務監査課

- ◎戦傷病者等の妻に対する特別給付金
傷病恩給、障がい年金を受けている戦傷病者等の妻に支給

3 各種援護

担当/総務監査課

- ◎療養給付
公務傷病について必要な治療、手術の給付等
- ◎補装具支給
車椅子、義肢、補聴器、杖等の給付、修理
- ◎J R 無賃乗車船券
障がいの程度に応じて年間 12 枚以内支給

災害被災者支援

地震や風水害等の自然災害及び火災等による被災者や遺族に対し、災害見舞金や弔慰金を贈り、痛手を受けた人たちを救済しています。

1 災害弔慰金

担当/福祉総合相談課

- ◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害等により死亡した市民の遺族
- ◇支 給 額/・生計中心者 500 万円
・生計中心者以外 250 万円

2 災害障害見舞金

担当/福祉総合相談課

- ◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害等により、精神又は身体に重度の障がいを受けた人
- ◇支 給 額/・生計中心者 250 万円
・生計中心者以外 125 万円

3 災害援護資金貸付

担当/福祉総合相談課

- ◇対 象 者/災害救助法の適用を受けた災害により被災した世帯
- ◇貸付要件/所得制限あり
- ◇貸 付 額/350 万円以内(被災の程度による)
- ◇貸付利率/保証人有りの場合は無利子、なしの場合は金利 1 % (据置期間中は無利子)
- ◇償還期間/10 年(3 年間は据置期間)

4 災害見舞金品支給

担当／福祉総合相談課(豊田市事業のみ)、市社会福祉協議会

災害種別(世帯人数等)	豊田市	社会福祉協議会	日本赤十字社豊田市地区
全焼、全壊、流失(8人以上)	68,000円	60,000円	世帯に属する者1人につき 10,000円(準世帯5,000円) 日赤愛知県支部より世帯に 属する者1人につき毛布 (夏季はタオルケット)2 枚、1世帯につき日用品セ ット1個
“(7人)	68,000円	55,000円	
“(6人)	68,000円	50,000円	
“(5人)	68,000円	45,000円	
“(4人)	53,000円	40,000円	
“(3人)	53,000円	35,000円	
“(2人)	53,000円	30,000円	
“(1人)	35,000円	23,000円	
“(準世帯)	18,000円	12,000円	
社協会員加算 普通会员 賛助会員	-	3,000円 10,000円	-
半壊、半焼(8人以上)	35,000円	30,000円	世帯に属する者1人につき 5,000円(準世帯2,000円) 日赤愛知県支部より世帯に 属する者1人につき毛布 (夏季はタオルケット)1 枚、1世帯につき日用品セ ット1個
“(7人)	35,000円	28,000円	
“(6人)	35,000円	25,000円	
“(5人)	35,000円	23,000円	
“(4人)	27,000円	20,000円	
“(3人)	27,000円	18,000円	
“(2人)	27,000円	15,000円	
“(1人)	18,000円	12,000円	
“(準世帯)	9,000円	6,000円	
社協会員加算 普通会员 賛助会員	-	2,000円 5,000円	-
床上浸水(5人以上)	35,000円	-	-
“(2人~4人)	27,000円	-	-
“(1人)	18,000円	-	-
“(準世帯)	9,000円	-	-
床上浸水(一般世帯)	-	10,000円	-
“(準世帯)	-	5,000円	-
入院治療(1週間以上1か月未満)	18,000円	-	-
“(1か月以上3か月未満)	27,000円	-	-
“(3か月以上)	35,000円	-	-
死亡	120,000円	100,000円	10,000円(愛知県支部より)

注:非住家は適用しない。

5 被災者生活再建支援制度

担当／福祉総合相談課

- ◇対象者／自然災害で住居が全壊もしくは同等の被害のあった世帯
(災害救助法の適用を受けた災害等の場合は国、そうでない場合は市の制度が適用)
- ◇支給額／・基礎支援金 最大 100 万円
・加算支援金 最大 200 万円 (世帯構成、被害状況で変動)

国民年金

担当／国保年金課

1 保険料の免除制度

- ◎法定免除
 - ◇対象者／生活保護法による生活扶助や障がい年金の 1・2 級を受けている人
- ◎申請免除
 - ◇対象者／所得が少ない、又は災害等にあつた人
- ◎納付猶予
 - ◇対象者／50 歳未満で所得が少ない人(学生は除く。)
- ◎学生納付特例
 - ◇対象者／学生で所得が少ない人
- ◎産前産後期間免除
 - ◇対象者／出産された人

2 老齢基礎年金

- ◇受給資格／満 65 歳以上(希望により 60 歳から)
- ◇支給要件／公的年金(国民年金、厚生年金、共済組合等)に加入し、保険料を納めた期間(免除期間、カラ期間を含む)が 10 年以上ある人
- ◇年金額／795,000 円以内(年齢・納付要件等による減額あり)
- ◇支給月／偶数月

3 障がい基礎年金

- ◇受給資格／(1)国民年金加入中に初診がある病気やけがで障がい等級表※に該当する障がいになった人
 - (2)60 歳以上の方でも、60 歳以上 65 歳未満で国内在住中に初診がある病気やけがで障がい等級表※に該当する障がいになった人
 - (3)初診日が 20 歳未満で、20 歳に達したとき以降に障がい等級表※に該当する障がいになった人
- ※障がい等級表は身体障がい者手帳の等級とは異なります。
- ◇支給要件／(1)(2)の場合で、初診日の前々月までに保険料納付期間(免除期間を含む)が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。ただし、初診日が令和 8 年 3 月までのときは、初診日の前々月までの 1 年間に未納がなければよい

(3)の場合、本人の所得制限有り

◇年金額／(本人) 1級 年 993,750 円 (990,750 円 68 歳以上の者)

2級 年 795,000 円 (792,600 円 68 歳以上の者)

(子の加算額) 1 人目および 2 人目 各 228,700 円／年

3 人目以降 各 76,200 円／年

◇支給月／偶数月

4 特別障がい給付金

◇受給資格／(1)平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生

(2)昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、
共済組合等の加入者)の配偶者

(1)(2)の人で当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、
障がい基礎年金 1 級、2 級相当の障がいに該当する人

◇支給額／障がい基礎年金 1 級に該当する人:月額 53,650 円

障がい基礎年金 2 級に該当する人:月額 42,920 円

◇支給月／偶数月

5 遺族基礎年金

◇受給資格／国民年金加入中の死亡または老齢基礎年金を受ける資格期間が 25 年以上ある人が死亡した時その人によって生計を維持されていた「子のある配偶者」又は「子」(子とは、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にある子、又は 20 歳未満の 1 級、2 級の障がいのある子)

◇支給要件／死亡日の前々月までに、保険料の納付期間が被保険者期間の 3 分の 2 以上あること。ただし、死亡が令和 8 年 3 月までのときは、死亡日の前々月までの 1 年間に未納がなければよい。

◇年金額／子のある配偶者が受け取るとき 年 795,000 円以内+ (子の加算額)

子が受け取るとき 年 795,000 円以内+ (2 人目以降の子の加算額)

(子の加算額) 1 人目および 2 人目 各 228,700 円／年

3 人目以降 各 76,200 円／年

◇支給月／偶数月

6 寡婦年金

◇受給資格／第 1 号被保険者として保険料を 10 年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の妻(婚姻期間が 10 年以上)

◇支給期間／妻が 60 歳から 65 歳になるまでの間

◇年金額／夫の老齢基礎年金の 4 分の 3

◇支給月／偶数月

7 死亡一時金

- ◇受給資格／第1号被保険者として保険料を3年以上納付し年金を受けることなく死亡した人の遺族
- ◇支給額／納付済期間による

在日外国人支援

担当／生活福祉課

1 在日外国人福祉給付金

- ◇開始時期／平成6年度
- ◇支給要件／
 - ・昭和57年1月1日以前から平成24年7月8日まで外国人登録がされており、平成24年7月9日以後引き続き住民基本台帳に記録されていること
 - ・豊田市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳に記録されていること
 - ・厚生年金その他の公的年金等を受けていないこと
 - ・所得制限あり
- ◇支給月／4月、8月、12月
 - ◎豊田市在日外国人高齢者福祉給付金
 - ◇対象者／・大正15年4月1日以前に生まれた方
 - ◇支給額／月額 10,000円
 - ◎豊田市在日外国人重度障がい者福祉給付金
 - ◇対象者／・昭和37年1月1日以前に生まれた方
 - ・身体障がい者手帳1級及び2級又は療育手帳A判定の方
 - ・障がいの発生原因になった傷病について初めて医師の診療を受けた日が昭和57年1月1日以前であること
 - ◇支給額／月額 20,000円

民生委員・児童委員

担当／福祉総合相談課

民生委員・児童委員は、担当地域の住民の生活状態を把握し、社会奉仕の精神をもって、住民の立場に立った相談・支援を行い、福祉事務所に協力するとともに、福祉関係各機関と連携をとりながら、広く地域の福祉推進のために、自主的な活動に努めています。

民生委員・児童委員定数(令和4年12月1日現在)

地区	民生委員・ 児童委員	主任児童委員	計	地区	民生委員・ 児童委員	主任児童委員	計
崇化館	28	3	31	猿投台	18	2	20
梅坪台	12	2	14	井郷	15	2	17
浄水	12	2	14	石野	14	2	16
朝日丘	28	3	31	猿投	10	2	12
逢妻	33	3	36	保見	19	2	21
豊南	27	3	30	松平	17	2	19
高橋	30	2	32	藤岡	15	2	17
美里	29	3	32	藤岡南	13	2	15
益富	21	2	23	小原	12	2	14
上郷	21	2	23	足助	25	2	27
竜神	25	3	28	下山	12	2	14
末野原	30	2	32	旭	12	2	14
若林	22	2	24	稲武	12	2	14
前林	21	2	23				
若園	15	2	17	計	548	62	610